同行援護（障害福祉サービス）重要事項説明書

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（事業者）は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**（通称：障害者総合支援法）に基づく**事業所**として**小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター**を開設・設置しています。

重要事項説明書は、事業所の概要や提供するサービス内容の詳細などについて、契約書を補足しつつ**必ず通知すべき事項**を利用者に説明する書類です。

これは、**社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７６条**及び**その他関係法令等の規定**に基づいています。

－目次－

１　事業者（事業所を運営する法人）　…… P2

２　事業所の概要　…… P2

３　通常の事業実施地域　…… P2

４　営業日、営業時間及びサービス提供日等　…… P3

５　職員等体制　…… P3

６　サービス、利用料金、中止・変更・追加　…… P4

７　サービス利用に関する留意事項　…… P5

８　サービス実施記録の保存等　…… P6

９　ハラスメント防止　…… P6

１０　虐待防止対策及び身体拘束禁止　…… P6

１１　感染症発生防止及びまん延防止　…… P7

１２　業務継続計画の策定　…… P7

１３　事故発生時の対応　…… P7

１４　損害賠償保険の加入　…… P7

１５　苦情等受付窓口　…… P8

別表１（利用料金表：基本額、加算項目、利用者の負担額等）　…… P9

重要事項説明確認書　…… P11

１　事業者（事業所を運営する法人）

名称	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
所在地	小田原市久野１１５番地の２
電話番号	０４６５－３５－４０００
代表者	会長　木村秀昭
法人設立年月日	昭和５１年　７月　１日

２　事業所の概要

種類及び番号	指定障害福祉サービス事業所　同行援護 第１４１２３００２３６号（平成２３年１０月　１日指定）
名称	小田原市社会福祉協議会介護サービスセンター
所在地	小田原市久野１１５番地の２
電話番号	０４６５－３５－８１４３
管理者	原　秀人
運営方針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、視力障害、視野障害及び夜盲等により移動に著しい困難を有する者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他主務省令に定める便宜を供与します。
開設年月日	平成１８年１０月　１日
提供サービス	①指定訪問介護（介護保険） 平成１１年１０月１日指定 ②介護予防・日常生活支援総合事業　国基準訪問型サービス （介護保険）平成２７年４月１日指定 ③介護予防・日常生活支援総合事業　基準緩和訪問型サービス （介護保険）平成２８年１月１日指定 ④指定障害福祉サービス事業所（居宅介護） 平成１８年１０月１日指定 ⑤指定障害福祉サービス事業所（同行援護） 平成２３年１０月１日指定 ⑥小田原市障害者地域生活支援事業所（移動支援） 平成１８年１０月１日指定 ⑦自主契約ホームヘルパー派遣事業 平成１８年４月１日事業開始

３　通常の事業実施地域：小田原市

4　営業日、営業時間及びサービス提供日等

営業日	月曜日から金曜日まで （国民の祝祭日及び１２月２９日から１月３日までを除く）
営業時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで
サービス提供日等	原則として 日曜日から土曜日までの午前７時から午後１０時まで （国民の祝祭日及び１２月２９日から１月３日までを含む）

※上記の営業日、営業時間、サービス提供日等以外も相談に応じます。

5　職員等体制

（　　年　　月　　日現在）

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	１人		事業所が行う業務等全般の管理を行います。
サービス提供責任者	人	人	同行援護計画を作成し、同行援護に関する調整や管理等を行います。
介護福祉士	人	人	
介護職員基礎研修修了者	人	人	
居宅介護従事者養成研修１級修了者	人	人	
居宅介護従事者養成研修２級修了者で３年以上の実務経験者	人	人	
同行援護従業者（ヘルパー）	人	人	同行援護計画に基づき実務としての同行援護を担います。
同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者	人	人	
居宅介護の従業者要件を満たし視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に１年以上の従事経験者	人	人	
厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者	人	人	

※指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づく職員等体制（人員配置）を整えています。

６　サービス、利用料金、中止・変更・追加

利用者の希望等による同行援護計画や、次頁に定める区分と内容に基づき、サービス提供します。

⑴　サービス

ア　同行援護計画に基づく利用者のアセスメント実施
イ　利用者の希望や援助目標に応じた同行援護計画の作成
ウ　同行援護計画の適宜見直し

区分	内容
同行援護	利用者の外出時における ①必要な視野的情報支援（代筆及び代読を含む。） ②移動の援護、排せつ、食事等の介護 ③その他主務省令に定める便宜外出時に必要となる援助

⑵　利用料金（別表１に定めるとおり）

ア　基本額
イ　加算項目
ウ　減免措置
エ　その他の負担額等
オ　支払方法

１か月ごとに計算して請求しますので、翌月２７日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

（ア）現金支払い
（イ）利用者指定口座からの自動振替（自動引落日：毎月２７日）
（ウ）事業者指定口座への振り込み

⑶　利用の中止、変更、追加

利用者都合などにより、日にち・時間の変更・中止ができますが、その場合は利用日の前日までに連絡してください。

次のような場合は、１回 700 円のキャンセル料が発生することがあります。

ア　利用日前日までに、変更や中止等の連絡をしなかった場合
イ　変更や中止等の連絡が、利用日当日だった場合

利用者の体調不良や緊急入院など、やむを得ない事情で連絡できなかった場合は、キャンセル料が発生しないことがあります。

なお、利用日などの変更や中止は、希望どおりに対応できないことがありますので、他の提案をする場合があります。

7　サービス利用に関する留意事項

⑴　同行援護従業者（ヘルパー）について

ア　担当ヘルパーは、サービス提供に合わせて決定し、複数のヘルパーが交替で対応する場合があります。

　担当ヘルパーが交替する場合は、事前にそのことを説明して不利益が生じないように配慮します。

イ　利用者から特定のヘルパーを指名することはできません。

　ご要望などは、担当サービス提供責任者や事業所相談窓口にご連絡ください。

⑵　サービス提供について

ア　サービス内容は、同行援護計画に基づいて決定します。

　ヘルパーへの指示や命令などは全て事業者が行いますが、実際のサービス提供は利用者の生活や身体状況その他を考慮し、十分に配慮します。

⑶　サービス内容の変更

　訪問時に、利用者の体調不良などの理由で同行援護提供ができない場合は、利用者の同意を得て内容を変更します。

　その場合は、変更した内容に応じた利用料金となります。

⑷　障害福祉サービス受給者証の確認

　障害福祉サービス受給者証の記載内容（住所、利用者負担額、支給量等）に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

　担当ヘルパーやサービス提供責任者が、障害福祉サービス受給者証の確認をさせていただく際は、協力をお願いします。

⑸　その他

　サービス提供責任者や担当ヘルパーは、サービス提供時に以下の行為は行いません。

ア　医療行為又はそれに類する行為
イ　利用者又は家族・親族等の現金、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
ウ　利用者又は家族・親族等から金銭、物品、飲物・食料品等の授受
エ　直接利用者本人の援助に該当しないサービス
オ　大掃除、庭掃除、草むしり、植木剪定、ペットの世話等、同行援護の範囲を超えるサービス
カ　飲酒を含む飲食、喫煙
キ　利用者が酒酔い状態でのサービス提供
ク　利用者又は家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
ケ　商品の販売等生業の援助的なサービス
コ　利用者の不在中に行うサービス

８　サービス実施記録の保存等

サービス提供実施記録票として同行援護を提供した日時、内容及び利用者の状況その他を記録し、利用者による確認を得たうえで適切に保存します。

⑴　同行援護提供ごとの記録：同行援護提供終了日から５年間保存

⑵　個人情報の保護に関する法律及び福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（厚生労働省）に基づく適切な記録・情報の管理

⑶　利用者の求めや必要に応じた管理記録や情報の開示

９　ハラスメント防止

事業所内において各種ハラスメント行為などが発生しないよう、必要な措置を講じます。

⑴　カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びその他全てのハラスメント行為の抑止と禁止

⑵　ハラスメント行為発生時における相談窓口設置、環境改善、再発防止策検討

⑶　職員・従事者に対するハラスメント関係研修会等の開催

１０　虐待防止対策及び身体拘束禁止

利用者の人権擁護や虐待の防止のため、また、身体拘束その他利用者の行動制限行為禁止のため、次のとおり必要な措置を講じます。

⑴　虐待防止に関する責任者の選任及び設置

虐待防止責任者	管理者　原　秀人

⑵　成年後見制度利用の支援及び促進

⑶　職員・従事者に対する虐待防止・身体拘束に関する研修会等開催

⑷　身体拘束に関することを含む虐待防止委員会の定期開催

⑸　虐待防止・身体拘束禁止のための指針制定

⑹　虐待事案発見時の即時通報義務の周知

⑺　緊急時及びやむを得ない場合を除く身体拘束の禁止

⑻　緊急時及びやむを得ない身体拘束等を行った場合の記録及び報告の義務化

１１　感染症発生防止及びまん延防止

感染症発生防止及びまん延防止の対策を講じます。

⑴　感染症対策委員会の定期開催

⑵　職員・従事者に対する研修会等の定期開催

１２　業務継続計画の策定

自然災害や感染症の発生時にも必要なサービスを継続提供できるよう業務継続計画を策定し、それに従って必要な対策を講じます。

⑴　業務継続計画の周知及び研修・訓練等の定期開催

⑵　定期的な業務継続計画の見直し及び変更

１３　事故発生時の対応

同行援護提供中の事故発生の際に、小田原市、利用者の家族及び関係各所に連絡する他、速やかに必要な対応を行います。

⑴　賠償すべき事故への速やかな損害賠償

⑵　事故原因解明及び再発防止策検討

⑶　事前の情報収集及び未然防止策検討

１４　損害賠償保険の加入

加入済保険名：福祉サービス総合補償

補償概要：傷害保険・賠償補償

１５　苦情等受付窓口

⑴　事業者の苦情受付窓口

小田原市社会福祉協議会 介護サービスセンター	所在地	小田原市久野１１５番地の２
	電話番号	０４６５－３５－８１４３
	FAX 番号	０４６５－３２－４１３９
	受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで
	窓口担当者	管理者　原　秀人

⑵　行政機関やその他の苦情受付窓口

神奈川県 福祉子どもみらい局 障害サービス課 事業支援グループ	所在地	横浜市中区日本大通１
	電話番号	０４５－２１０－４７１７
	FAX 番号	０４５－２０１－２０５１
	受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで
小田原市 障がい福祉課	所在地	小田原市荻窪３００
	電話番号	０４６５－３３－１４６７
	FAX 番号	０４６５－３３－１３１７
	受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで
かながわ 福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	横浜市神奈川区反町３－１７－２
	電話番号	０４５－３１１－８８６１
	FAX 番号	０４５－３１２－６３０２
	受付時間	午前９時から午後５時まで

別表１

同行援護（障害福祉サービス）　利用料金表

１　基本額　（令和８年６月１日改正）

内容	提供時間	利用料	利用者負担額
同行援護 基本額	30 分未満	2,024 円	203 円
	30 分以上 1 時間未満	3,201 円	321 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	4,621 円	463 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,310 円	531 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	5,999 円	600 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	6,699 円	670 円
	3 時間以降 30 分ごとに	699 円	70 円

２　加算項目

加算項目	内容等	利用料	利用者負担額
初回加算	初回時、利用者が過去２月にサービス提供を受けていない場合	2,120 円	212 円
利用者負担上限管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合（他の事業所の利用がない月は算定不可、月１回を限度）	1,590 円	159 円
特定事業加算（Ⅱ）	所定単位に 10%を乗じ算定		
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅰイ	所定単位に 44.6%を乗じ算定		

３　減免措置

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護利用世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注 2）未満） ※20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者を除く（注 3）	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

（注 1）3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象

（注 2）収入が概ね 670 万円以下の世帯が対象

（注 3）市町村民税非課税世帯で 20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者は、一般 2

所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
施設に入所する 18,19 歳を除く 18 歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
施設に入所する 18,19 歳を含む障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4　その他の負担額等

⑴　２人のヘルパーによる訪問は、ヘルパー２人分の料金が発生します。

⑵　同行援護提供時に、外出先等で担当ヘルパー分として発生する公共交通機関等交通費、入場料、入館料、利用料、飲食代及びその他必要な費用等：実費

⑶　小田原市域外でのサービス提供に伴う自動車等交通費

小田原市（通常の事業実施地域）を超える地点から１㎞ごとに	普通自動車、小型自動車及び軽自動車：20 円
	二輪の小型自動車及び原動機付自転車：10 円
公共交通機関等使用の場合	実費

⑷　その他同行援護提供に必要な費用等が発生した場合：実費

⑸　利用者の記録等開示に伴う書類等コピー代（１枚：３円）

重要事項説明確認書

同行援護の利用に関わる重要事項説明が行われた旨を証するため、本書２通を作成して事業者（説明者）及び利用者等双方が署名・押印のうえ、各自が１通を保有します。

年　　月　　日

利用者に対して、同行援護の提供に関わる重要事項について説明を行い、併せて重要事項説明書を交付しました。

（事業者）

所在地　　小田原市久野１１５番地の２

事業者名　社会福祉法人小田原市社会福祉協議会

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

事業者（説明者）から、同行援護の提供に関わる重要事項について説明を受け、その内容について了承し、併せて重要事項説明書を受け取りました。

利用者

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者代理人（または代筆者・該当する場合のみ）

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※代理人もしくは代筆者が署名する場合は、以下も記入してください。

利用者との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理・代筆理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿